

委 員 長 報 告

本委員会は、去る3月10日の本会議において付託を受けた議案8件について、13日、16日及び25日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、1定議案第11号 田辺市長等の市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、同議案第12号 田辺市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について、同議案第13号 田辺市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について、同議案第16号 田辺市議会議員及び田辺市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、同議案第28号 田辺市の辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、同議案第36号 令和2年度田辺市同和対策住宅資金等貸付事業特別会計予算及び同議案第44号 令和2年度田辺市四村川財産区特別会計予算の以上7件については、全会一致により、同議案第29号 令和2年度田辺市一般会計予算の所管部分については、賛成多数により、いずれも原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑等の主なものは、次のとおりであります。

まず、議案第11号 田辺市長等の市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてにかかわって、制定の趣旨をただしたのに対し、「平成29年6月に公布された、地方自治法等の一部を改正する法律のうち、令和2年4月1日に施行されるのは、内部統制に関する方針の策定等、監査制度の充実強化及び地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し等の3点である。市としては、同改正法の趣旨を踏まえ、その施行期日に合わせる形で、改正される各項目への対応を準備してきた。その中で、地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直しについては、賠償責任額を限定して、それ以上の額を免責する旨を定めるに当たっての参酌基準が令和元年11月に政令で示される中で、今回の提案に至った」との答弁がありました。これに対し委員から、特に慎重審査が必要な案件については、事前に十分な説明を行うよう求めました。さらに、委員から、住民訴訟により確定した市長や職員等の市に対する損害賠償責任を一部免責する本条例の適用について、どのように判断するのかただしたのに対し、「本条例は、損害賠償責任に係る職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がなかった場合に適用するものである。具体的には、市長が住民訴訟の判決等を参考に判断することになるが、市長による条例適用に疑義がある場合には、住民から住民監査請求がされ、さらに住民訴訟が提起されると、最終的には裁判所で判断されることになる」との答弁がありました。

次に、議案第29号 令和2年度田辺市一般会計予算の所管部分のうち、地籍調査事業費にかかわって、事業の実施計画について説明を求めたのに対し、「令和2年度は、新規着手

8地区、継続15地区を要望している。国財政が厳しくなる中で近年は要望の8割から9割の配分にとどまっているが、「本市における地籍調査進捗率は4割に満たない状況であるため、令和2年度からの第7次国土調査十箇年計画に沿って、災害のおそれのある区域を中心でできる限り事業実施に邁進していきたい」との答弁がありました。これに対し委員から、各行政局とも連携を密にし、地域の情報を正確に収集した上でスピード感をもって推進するよう求めました。

次に、常備消防費にかかわって、新たに導入するN e t 1 1 9緊急通報システムについて説明を求めたのに対し、「聴覚や発語に障害があり、音声による意思疎通が困難な方が、音声によらず素早く119番通報を行えるようにするためのスマートフォン用アプリである」との答弁がありました。さらに委員から、アプリの使用方法等、どのような形で周知を図っていくのかただしたのに対し、「まずはできるだけ登録いただけるよう、対象者に対して広報を行うとともに、アプリの使用方法についての説明会も開催する予定である」との答弁がありました。

次に、同じく、常備消防費にかかわって、消防庁から無償貸与を受ける重機等の運用等について説明を求めたのに対し、「無償貸与を受けるのは、機体重量3トンの油圧ショベル及び重機搬送車で、操作員の養成ができ次第、緊急消防援助隊の中に創設された土砂・風水害機動支援部隊において運用する」との答弁がありました。これに対し委員から、災害対応に当たり重機が不足することも多々ある中で、操作員の養成に力を入れ、充実した運用を行うよう求めました。

以上に加え、現在の新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大にかかわって、当委員会所管の各般の事業における、物品調達、工事執行及び経済的支援策等に関して、適時適切に対応、検討し、市民生活に与える影響を最小限に抑えることを各委員から求めました。

以上、委員長報告といたします。

令和2年3月25日

総務企画委員会

委員長 橋智史

委員長報告

本委員会は、去る3月9日の本会議において付託を受けた1定発議第2号 田辺市犯罪被害者等支援条例の制定について、16日及び25日に委員会を開催し、提出者及び当局の説明を聴取し慎重に審査を行いました。

審査の過程における委員からの意見の要旨等については、次のとおりであります。

我が国における犯罪被害者支援はそもそも遅れているという中で、犯罪被害者を救済するための環境整備は緊急的な課題である。現時点では、まず住民に一番身近な地方自治体において、最低限の保障として条例を制定する必要があるとの意見がありました。

一方、犯罪被害者支援施策を円滑に進めていくためには、市の関係部署のほか、県警察や紀の国被害者支援センター等、さまざまな関係機関との連携や事前調整が必要であることに加え、担当職員の習熟も重要である。また、支援を実施するための予算措置や本市として特色のある支援施策の検討、犯罪被害者の実態把握、被害者支援体制の構築等を行った上で条例の制定を進める必要があるとの意見がありました。

これらの議論を経た後、慎重に審査を行うため継続審査を求める意見と採決を求める意見があったため、継続審査について諮ったところ、本件については、賛成少数により、継続審査としないことに決しました。

続いて、採決を行った結果、委員会審査報告書に記載のとおり、本件については、賛成少数により、否決いたしました。

なお、犯罪被害者を支援する条例の必要性については、当委員会として十分認識しており、犯罪被害者支援のあり方について、今後、市当局と協議を重ねていくことを、委員会として確認しました。

以上、委員長報告といたします。

令和2年3月25日

総務企画委員会

委員長 橘 智史

委 員 長 報 告

本委員会は、去る3月10日の本会議において付託を受けた議案13件について、11日、12日及び25日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、1定議案第20号 田辺市景観条例の一部改正について、同議案第21号 田辺市営住宅条例の一部改正について、同議案第25号 市道路線の認定について、同議案第26号 市道路線の変更について、同議案第27号 市道路線の廃止について、同議案第35号 令和2年度田辺市分譲宅地造成事業特別会計予算、同議案第42号 令和2年度田辺市駐車場事業特別会計予算、同議案第43号 令和2年度田辺市木材加工事業特別会計予算、同議案第45号 田辺市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について及び同議案第46号 令和2年度田辺市水道事業会計予算の以上10件は、全会一致により、同議案第18号 田辺市市街地活性化施設条例の制定について、同議案第19号 田辺市市街地活性化施設の指定管理者の指定について及び同議案第29号 令和2年度田辺市一般会計予算の所管部分の以上3件は、賛成多数により、いずれも原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑等の主なものは、次のとおりであります。

まず、議案第21号 田辺市営住宅条例の一部改正についてにかかわって、保証人に関する規定を改正することについて説明を求めたのに対し、「保証人を確保できないために、入居できないといった事態が生じることのないよう公営住宅管理標準条例が見直されることを受けて、保証人を緊急連絡人に改正した」との答弁がありました。さらに委員から、保証人を緊急連絡人と改めることにより、家賃滞納者がふえる可能性がある中、その対応についてただしたのに対し、「これまで、滞納者への対応として、まずは督促状や催告書により納付を促し、それでも納付がされない場合は、個別面接によりその方の生活状況等を聴取した上で、分割等による納付を進めてきたことから、保証人に対して滞納分を請求した事案はない。今後も同様の対応を行っていくため、滞納者が極端にふえることはないと考えている」との答弁がありました。

次に、議案第29号 令和2年度田辺市一般会計予算の所管部分のうち、農業振興費にかかわって、新規就農者育成補助金について、定年退職後に農業をする方がふえることを想定し、対象年齢幅を広げないのかただしたのに対し、「定年退職後の就農については、本格的な農業者を目指すというよりも、家庭菜園などの農作業を希望される方が多いため、現時点では現行の制度で進めたい」との答弁がありました。

次に、農業土木費にかかわって、ため池ハザードマップ作成委託料について詳細説明を求めたのに対し、「豪雨や地震によるため池の決壊に備えて、新たな選定基準に基づく防災重点ため池ハザードマップを作成するもので、決壊した場合の浸水区域内に民家や

公共施設などが存在し、人的被害を与えるおそれがあるため池として、市内の農業用ため池202カ所のうち98カ所を対象としている」との答弁がありました。さらに委員から、「98カ所のうち使用されていないため池の状況についてただしたのに対し、「すべての状況は把握できていないが、今後調査を行い、必要のないため池があれば、所有者及び地元町内会等と協議しながら、廃止の手続きを進めたい」との答弁がありました。

次に、水産振興費にかかわって、水産活性化調査委託料について事業内容及び委託先について説明を求めたのに対し、「令和2年度は、放流事業をはじめとする既存事業の検証や漁業関係者へのアンケートによるニーズ調査、漁協や流通関係者等への聞き取り等を行うとともに、統計データを分析し、課題や問題点を整理する。令和3年度は、先進地事例も参考にしながら、本市の水産業全体の方向性を整理し、効果的な事業を提案していただく。委託先については、入札参加登録業者の中から、指名型プロポーザル方式によって選定したいと考えている。しかし、水産業に特化した分野で登録している業者がないため、事前に意向調査を実施し、本調査の対応が可能であるか否かを把握の上、選定したい」との答弁がありました。これに対し委員から、「今回の調査は、本市の漁業振興の将来を考える上で大変重要であるため、調査の意義をしっかりと理解できる水産業を専門とした業者を選定するとともに、市も積極的に関与するべきであるとの意見がありました。

次に、商工振興費にかかわって、移住創業・テレワーク推進情報発信事業委託料について詳細説明を求めたのに対し、「多様な地域資源を活用したビジネスや暮らしに関する情報をウェブサイトの作成等により発信し、都市部からの移住・創業の促進を目的とした事業であり、若年層を中心としたIターン・Uターンを促進するとともに、エンジニアなどの人材確保につなげたい」との答弁がありました。さらに委員から、「移住地域について説明を求めたのに対し、「中心市街地付近だけではなく、自然豊かな地域への移住も歓迎しているが、本事業では、中心市街地の空き家、空き店舗の活用を含めた展開を考えている」との答弁がありました。

次に、議案第46号 令和2年度田辺市水道事業会計予算にかかわって、水道施設の耐震化や老朽化対策等により、将来的に水道事業の厳しい経営状況が予想される中、料金改定や料金体系の見直しについてただしたのに対し、「水道料金の改定については、将来的に必要になると考えるが、時期は定まっていない。また、料金改定を検討するにあたっては、人口構成や使用水量の多寡等を検討材料の一つとすることも考えられる」との答弁がありました。

加えて、当委員会所管の予算全般にかかわって、本市の経済面におけるコロナウイルス感染症の影響についてただしたのに対し、「宿泊施設においては、2月実績で前年同月比15%、3～4月の予約状況は60～70%減少しているところもある。また、日本政策金融公庫などでは、例年以上の相談がある」との答弁がありました。さらに委員から、「

委員会所管の各部における影響についてただしたのに対し、「現在のところ影響は見られないが、今後、出てくることも予想される」との答弁がありました。これに対し委員から、事業者等の相談者には、親身に適切な対応を、他の部署においても、コロナウイルス感染症による影響を最小限にとどめる取り組みをお願いしたいとの意見がありました。

以上、委員長報告といたします。

令和2年3月25日

産業建設委員会

委員長 尾花 功

委員長報告

本委員会は、去る3月10日の本会議において付託を受けた議案17件について、11日、12日、16日及び25日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、1定議案第14号 田辺市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について、同議案第15号 田辺市手数料条例の一部改正について、同議案第22号 田辺市教育研究所条例の一部改正について、同議案第23号 田辺市体育施設条例の一部改正について、同議案第24号 植芝盛平記念館条例の制定について、同議案第33号 田辺市介護保険条例の一部改正について、同議案第37号 令和2年度田辺市農業集落排水事業特別会計予算、同議案第38号 令和2年度田辺市林業集落排水事業特別会計予算、同議案第39号 令和2年度田辺市漁業集落排水事業特別会計予算、同議案第40号 令和2年度田辺市戸別排水処理事業特別会計予算、同議案第41号 令和2年度田辺市診療所事業特別会計予算及び同議案第47号 令和2年度田辺市特定環境保全公共下水道事業会計予算の以上12件については、全会一致により、同議案第29号 令和2年度田辺市一般会計予算の所管部分、同議案第30号 田辺市国民健康保険税条例の一部改正について、同議案第31号 令和2年度田辺市国民健康保険事業特別会計予算、同議案第32号 令和2年度田辺市後期高齢者医療特別会計予算及び同議案第34号 令和2年度田辺市介護保険特別会計予算の以上5件については、賛成多数により、いずれも原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑等の主なものは、次のとおりあります。

議案第29号 令和2年度田辺市一般会計予算の所管部分のうち、障害者福祉費にかかわって、在宅血液透析機器設置助成事業の事業内容及び実績について説明を求めたのに対し、「在宅で血液透析を行う際に必要となる、水道工事や電気工事などの住宅改修費用に対し、市民税課税世帯で18万円、非課税世帯で50万円、生活保護世帯で60万円をそれぞれ上限に助成するもので、事業開始から間もない中でまだ実績はないが、制度の利用に向けた取り組みを進めていきたい」との答弁がありました。

次に、小学校費及び中学校費の学校管理費にかかわって、森林環境譲与税を財源として実施する、小中学校児童生徒用机木質化事業及び小中学校普通教室等床木質化事業について今後の展開をただしたのに対し、「机の天板の紀州材木質化事業は、事業費の平準化を図りながら順次全校で実施していく。また、床の紀州材木質化事業についても、各学校の床の状態を考慮しながら順次改修に取り組んでいく」との答弁がありました。

次に、文化振興費にかかわって、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う紀南文化

会館の貸館業務への影響及び市の対応について説明を求めたのに対し、「3月及び4月の第1週目までは、大ホール、小ホールともにほぼ全ての事業が中止になっており、その数は二十数団体であるが、事業の中止等に対する市の補填は行わず、基本的には、市から支払う指定管理料により運営は可能であると考えている」との答弁がありました。

以上、委員長報告といたします。

令和2年3月25日

文教厚生委員会

委員長 久保 浩二